

秘密保持誓約書

令和 年 月 日

(甲) 三鷹市長

(乙) 所在地
事業者名
担当者氏名

この度、乙は、甲のホームページの再構築業務（以下「本件」といいます。）に際して乙が甲から第 2 条に従い開示される甲の秘密情報（以下総称して「秘密情報」といいます。）の取扱いに関しまして、以下の各項に従って取り扱うことを誓約いたします。（以下、本書面を「本誓約書」といいます。）

1. 乙は、善良な管理者の注意をもって、秘密情報を秘密として取り扱い、甲の書面による事前の承諾を得ることなく第三者（本件について知る必要のある乙の関係会社を除く。以下同じ。）に秘密情報を開示いたしません。また、秘密情報を本件以外の目的で使用いたしません。
2. 乙は、第 1 項に基づいて第三者に秘密情報を開示した場合であっても、開示を受けた当該第三者に本誓約書の内容と同程度の義務を課すことを条件に開示します。
3. 乙は、秘密情報にあたるとして甲から情報を開示される際に書面、口頭、あるいはその他の方法による、本件に関連して開示された一切の情報について、本誓約書に基づき秘密情報として取り扱います。
4. 乙は、甲から開示を受けた秘密情報を、本件について知る必要のある乙又は乙の関係会社の役員又は従業員に開示できるものとします。
5. 乙が甲から情報を開示された時点で乙が既知の情報は、秘密情報として取り扱いません
6. 乙が甲から知得した時点で、本誓約書に違反することなしに、乙が既に保有していた情報、乙が第三者から適法に入手した情報、本誓約書に違反することなしに、独自のアイデア・ノウハウ・技術等に基づいて、乙が独自に開発又は入手した情報又は甲から開示された後公になった情報に関しては、秘密情報として取り扱いません。
7. 乙は、本誓約書に違反し、甲に現実には損害を発生させた場合には、通常かつ直接の損害に対する賠償をいたします。なお、いかなる場合にも、乙は逸失利益及び特別の事情に基づく損害については責任を負わないものとします。
8. 甲が、乙に対して秘密情報の返還又は破棄を要求した場合には、乙は速やかに対処します。
9. 乙は、裁判所の命令その他の法的手続又は監査等により乙が開示を求められた秘密情報については、秘密情報として取り扱わないものといたします。
10. 本誓約書は日本法を準拠法とします。

以上